熊 谷 市 分 別 収 集 計 画

令和７年９月

熊　　谷　　市

熊谷市分別収集計画

令和７年９月

１　計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済･ライフスタイルを見直し､循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場で自らの役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、全国的に廃棄物処理施設の確保が極めて困難となっている中、市内に中間処理施設（焼却施設及び破砕・減容化施設）と最終処分場を有している。このうち、中間処理施設は広域処理施設として大里広域市町村圏組合が管理運営を行い、最終処分場は市有施設として本市が管理運営を行っている。最終処分場にあっては、市内企業との協働で実現した「都市ごみセメント原料化事業」により、従来埋立て処分をしていたごみ焼却灰の有効活用と処分場の延命化を図っているところであるが、残余容量は年々減少しつつあり、将来的に用地の不足が懸念される。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第８条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより､資源の有効活用と最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画に基づき、容器包装廃棄物の３Ｒを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を目指すものである。

２　基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 大里広域市町村圏組合を構成する熊谷市、深谷市、寄居町は、協力してごみの減量化を推進するとともに、分別収集については、各市町が責任を持って行うものとする。
- 中間処理については、分別基準に適合させるために大里広域市町村圏組合が行うものとする。

なお、本市では長期的なビジョンとして「第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画」を策定している。

３　計画期間

本計画の計画期間は令和８年４月を始期とする５年間とし、令和１０年度に見直す。

4　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

（単位　t）

年度		令和８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
容器包装廃棄物合計		16,317　t	16,087　t	15,881　t	15,698　t	15,513　t
内容	スチール製容器	356　t	351　t	346　t	342　t	338　t
	アルミ製容器	498　t	491　t	484　t	479　t	473　t
	無色のガラス製容器	711　t	701　t	692　t	684　t	676　t
	茶色のガラス製容器	498　t	491　t	484　t	479　t	473　t
	その他のガラス製容器	35　t	34　t	34　t	34　t	33　t
	飲料用紙容器	213　t	210　t	208　t	205　t	203　t
	段ボール	2,346　t	2,313　t	2,284　t	2,257　t	2,231　t
	その他の紙製容器包装	2,062　t	2,033　t	2,007　t	1,984　t	1,960　t
	ペットボトル	1,422　t	1,402　t	1,384　t	1,368　t	1,352　t
	白色トレイ	142　t	140　t	138　t	137　t	135　t
	その他のプラスチック製容器包装	8,034　t	7,921　t	7,820　t	7,729　t	7,639　t

6　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

⑴環境美化推進活動

環境美化推進員によるごみの分別排出の指導や、団体によるリサイクル活動を推進する。

・ごみ分別マニュアル等の配布による分別の徹底
・環境美化推進員の委嘱（市内全自治会対象・１人／２５０世帯）
・リサイクル活動推進奨励金の交付

(2)環境教育

学校、公民館、自治会等における学習の機会等を利用して、ごみの排出抑制・分別排出・再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方等に関する教育活動に積極的に取り組むものとする。

・ 市政宅配講座を利用したごみ問題・環境教育教室

(3)啓発活動

ごみ処理施設をはじめとする環境関連施設の見学会、市主催のリサイクルフェアやエコライフフェア等のイベントの機会を利用し、市民に対しごみ処理の現状や３Ｒの推進などについての啓発活動を行う。

・ リサイクルフェアの開催
・ エコライフフェアの開催
・ 環境美化推進員研修会の開催

(4)熊谷市エコショップ認定制度

ごみの減量やリサイクルの推進など、環境にやさしい取組を積極的に行っている小売店等を「エコショップ」として認定し、利用を呼びかける。

7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、熊谷市が有する収集機材、大里広域市町村圏組合の処理施設等を勘案し、収集に関する分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主としてガラス製の容器 ①無色のガラス製容器 ②茶色のガラス製容器 ③その他の色のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第８条第２項第４号）

（単位　ｔ）

	令和８年度		令和９年度		令和１０年度		令和１１年度		令和１２年度	
主としてスチール製の容器	122		121		119		118		116	
主としてアルミ製の容器	146		144		142		140		138	
無色のガラス製容器	83		82		81		80		79	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	83	0	82	0	81	0	80	0	79	0
茶色のガラス製容器	176		174		171		169		167	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	176	0	174	0	171	0	169	0	167	0
その他のガラス製容器	54		53		53		53		51	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	54	0	53	0	53	0	53	0	51	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	30		30		30		29		29	
主として段ボール製の容器	1,100		1,085		1,071		1,059		1,046	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	33		32		32		31		31	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	33	0	32	0	32	0	31	0	31
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	461		454		448		443		438	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	461	0	454	0	448	0	443	0	438	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（うち白色トレイ）	0		0		0		0		0	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

※別添参考資料による。

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別収集は、現行の収集体制（直営及び委託）を活用して行う。なお、自治会や子ども会等の団体が実施する集団回収では、引き続きカン、ビン、飲料用紙容器、段ボール、その他の紙製容器包装を対象に分別収集を実施することとする。

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

カン・ビン・ペットボトルについては、大里広域クリーンセンター（破砕・減容化施設）において選別、圧縮、保管する。

飲料用紙容器・段ボール・その他の紙製容器包装については、収集運搬業者が古紙問屋に直接引き渡しているため、圧縮、保管等は行っていない。

12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

令和６年３月に定めた本市の第２次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画では、「３Ｒから５Ｒへ　循環型社会の実現へ向けて」を基本理念として掲げ、容器包装リサイクル法対象品目も含めた分別の徹底を図っており、これを受けて一部の対象品目を除き、市民の協力を得ながら分別収集を実施してきたところである。

将来推計人口については、本市で策定している「熊谷市人口ビジョン」を基に推計した。

容器包装廃棄物の排出見込み量及び回収予測量

	令和6年度実績				令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	ごみ排出量に占める割合%（A）	排出量t（B）	回収実績t（C）	回収率%（C／B）	排出見込量予測t	回収予測量t	排出見込量予測t	回収予測量t	排出見込量予測t	回収予測量t	排出見込量予測t	回収予測量t	排出見込量予測t	回収予測量t
人口		185,010			188,201		186,564		184,926		183,289		181,652	
総排出量		71,950			71,100		70,100		69,200		68,400		67,600	
スチール	0.5%	360	124	34%	356	122	351	121	346	119	342	118	338	116
アルミ	0.7%	504	147	29%	498	146	491	144	484	142	479	140	473	138
ビン（無色）	1.0%	719	84	12%	711	83	701	82	692	81	684	80	676	79
ビン（茶色）	0.7%	504	178	35%	498	176	491	174	484	171	479	169	473	167
ビン（その他）	0.0%	35	55	155%	35	54	34	53	34	53	34	53	33	51
飲料用紙製容器	0.3%	216	31	14%	213	30	210	30	208	30	205	29	203	29
ダンボール	3.3%	2,374	1,114	47%	2,346	1,100	2,313	1,085	2,284	1,071	2,257	1,059	2,231	1,046
その他の紙製容器	2.9%	2,087	33	2%	2,062	33	2,033	32	2,007	32	1,984	31	1,960	31
ペットボトル	2.0%	1,439	466	32%	1,422	461	1,402	454	1,384	448	1,368	443	1,352	438
白色トレイ	0.2%	144	0	0%	142	0	140	0	138	0	137	0	135	0
その他プラ製容器	11.3%	8,130	0	0%	8,034	0	7,921	0	7,820	0	7,729	0	7,639	0
容器包装全体	22.9%	16,512	2,232	14%	16,317	2,205	16,087	2,175	15,881	2,147	15,698	2,122	15,513	2,095